

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

高知市

2 構造改革特別区域の名称

こうちIT人づくり特区

3 構造改革特別区域の範囲

高知市の全域

4 構造改革特別区域の特性

高知市は高知県の中央部に位置し、都市部と中山間地域及び田園地域をもつ、人口 35 万人を擁する中核市として高知県の政治、経済、文化等をリードする県庁所在地である。本市は平成 20 年 1 月 1 日の春野町との合併により、仁淀川河口の東部に広がる県内屈指の施設園芸地域が新たに市域に加わった。これにより農業算出額も県下市町村の中で随一の農業生産地域となった。

市域の北部は山林、西部は丘陵地が続き、平野の開けた中央部から南東部へかけて都市、同じく平野である東部には水田地帯が広がっている。また、南部は土佐湾に面し、海岸線からは雄大な太平洋を一望することができる。

ただ、本市は平地が少ないため土地の地価が高く、製造業など企業立地に向く用地が極めて限られていることや大都市圏から遠いという地理的なハンディのため流通コストが高いことなどから、第二次産業の占めるウエイトが非常に低く、産業構造は、第一次産業 0.3%、第二次産業 10.7%、第三次産業 89.0%（高知市統計書 平成 18 年度版より）となっている。

製造業に関しては、地元資源を活用した石灰工業、製紙業、窯業、化学工業、金属工業などを中心に発展し、近年は農業用機械、輸送用機械などの機械工業も順調である。市全体としては、食品製造業、出版・印刷業などの生活関連型、窯業・土石、鉄鋼などの基礎素材型が中心となっており、独自の技術を活用したニッチ製品で国内或いは世界で高いシェアを有している企業も見られるものの、大半が中小企業であり、経営基盤は総じて脆弱である。

このため、「高知市地域情報化計画」の中で位置づけを行うなどして、近年、地理的なデメリットの影響を受けることが少ない情報関連産業の振興や企業誘致を積極的に推進している。

平成 10 年度には情報関連企業の集積を図るため、市内にソフトウェア団地の整備を行った。現在 9 社が立地しており、各社は光ファイバーでつながり、活発に共同研究開発を行うなど団地のメリットを活かしながら連携を強めている。

平成 12 年度には情報通信業等の起業・創業を支援するため、本市が指定するインキュベートルームで新たに新規創業を行う企業への家賃助成等を開始。また、平成 15 年度には雇用に即効性のあるコールセンターの誘致を促進させるため、新規雇用に係る助成を中心とする制度を創設するなど次々に対応を図ってきた。

特に、コールセンターは平成 16 年度以降、4 社が相次いで本市に進出し、平成 19 年 3 月末現在で 348 名の新規雇用が実現している。

全国的な景気の回復に伴い、企業側は大都市圏において雇用者の確保が徐々に難しくなってきたことから、優秀な人材を求め地方に進出を図る動きが出てきており、こうした背景を受け、石油製品の受発注業務等を行う企業及び医療系のシステム開発を行う企業の本市への誘致が実現したところである。今後さらにこのような傾向に拍車がかかることで本市の雇用拡大につながることへの期待が高まっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

全国的な景気回復傾向の中、大都市と地方との地域間格差や大企業と中小企業における企業間格差は引き続き拡大傾向にあり、零細な中小企業が大半を占める本市企業の経営環境は極めて厳しく、さらに悪化していくことが懸念されている。このような状況に加えて、国や地方自治体の財政状況の悪化に伴う公共投資の縮減もあり、本市経済は低迷を続けている。

こうした状況を受け、各産業の雇用吸収力の低下も顕著となっており、県内の有効求人倍率は、0.48 倍（平成 18 年度の平均値）であり、有効求人数も低調で、高知県の雇用失業情勢は全国的にみても厳しい状況が続いている。

このような厳しい雇用状況を改善するためには、本市の持つ地理的デメリットの影響を受けることが少ない情報関連産業の振興や企業誘致を進めて、地域産業を活性化させ、若者を中心とした雇用の場の創出や拡大を図っていくという現在の取り組みをさらに強化していくことが、現状においては最も有効な方策と考えられる。

ただ、情報関連産業の振興や企業誘致の実現のためには、高度な情報処理技術を有する人材の育成や確保を図っておくことが必要不可欠であり、特に、雇用の創出や産業の活性化に即効性のある企業誘致を進める際、企業が地方に進出を決定するにあたっては、必要な人材がその地域において確保される体制が整っているかどうか最大要因となることが多い。

こうした点においても、この特例措置を活用することは、資格取得希望者や資格取得者の増加につながり、本市の IT 人材の裾野を拡大していくことから、各企業が求める多様な人材の輩出も可能となる環境の整備にも寄与することが期待できる。また、

このことは、情報関連企業のみでなく、あらゆる地元企業においても、高度情報化社会に対応できる人員や体制の整備にもつながり、本市産業の活性化にも大きく貢献するものと考えられる。

6 構造改革特別区域計画の目標

この構造改革特別区域計画の特定事業である「修了者に対する初級アドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業」及び「修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業」により受験者の負担が軽減され、午後の専門試験に集中することができれば、合格率の向上、合格者数の拡大が見込まれる。

さらに、本特例措置による学生の資格取得者の市内企業への就職機会が向上し、企業側は希望する資格取得者の人材確保が容易になることから、地場企業の競争力が高められ、新たな企業の進出や起業も期待できる。このように、本市情報通信関連産業をはじめとし、既存産業のIT人材の確保と若年層の就職率の向上により、産業の集積を図り、地域産業の活性化を進めるものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 地域産業の活性化

本市では「高知市地域情報化計画」のもと、情報化の先進的な取り組みを積極的に推進し、情報関連産業の活性化のための施策を進めているところであり、特にソフトウェア団地の育成等による情報関連産業の集積にも取り組んできた。

こうした中、本計画の実施によって、本市から国家資格などの高度な情報処理技術を有した人材が輩出されることにより、本市企業においては情報関連の優秀な人材の確保が容易となる。

これら優秀な人材の採用によって、市内企業の高度情報化の推進が図られることとなり、今後事務処理の効率化、技術力の向上、新規事業の展開等が期待され、企業の競争力の強化による地域産業のさらなる活性化につながるものとなる。

(2) 情報関連企業の誘致及び起業の推進

近年の情報技術の進歩と拡大はめざましく、IT関連企業のみならず、第一次、第二次産業を含めあらゆる企業にとって、高度な情報処理技能を有した人材は、非常に重要な存在となっている。

特に本市においては、コールセンターを中心とする情報関連産業の誘致を積極的に推進しているところであり、企業誘致も地域間競争が激化している現状において、企業の求める優秀な人材の確保により、他地域との差別化を図ることで、本市への企業誘致をより進めることとなる。

また、これらの人材の中から、情報関連産業等を中心に新たな起業も期待でき、さ

らなる企業集積にも寄与するものとする。

(3) 若年層の雇用の確保

本市内にある情報関係専門学校等において、高度な情報処理技術の取得にもつながる国家試験の合格は、市内若年層のITスキルの向上につながり、就職において非常に有利な条件となる。

一方で、前述の市内企業の競争力の強化、産業の活性化によるさらなる雇用の拡大も期待される場所である。

8 特定事業の名称

- | | |
|------------------|--------------------------------------|
| 1131 (1143、1145) | 修了者に対する初級アドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業 |
| 1132 (1144、1146) | 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業 |

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業 その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 高知市地域雇用創造推進事業(新パッケージ事業)

平成19年度から平成21年度までの事業として、国(厚生労働省)から事業委託を受けた新パッケージ事業(雇用拡大事業、人材育成事業、就職促進事業等)を実施することにより、雇用環境の厳しい本市において、雇用機会の創出・拡大など雇用環境の改善に向けた取組を進めている。

(2) 若者就職応援セミナー

若年の未就職者に対して、キャリアカウンセラーによる職業相談及び求人と求職のミスマッチ業種である営業・販売並びに求職ニーズの多い一般事務を中心とした職種別スキルアップ研修を民間委託により実施する。また、セミナー終了後は合同就職面接会やジョブマッチ事業など、無料職業紹介事業に引き継ぐことにより、受講者の就職活動促進を図る。

(3) 無料職業紹介事業

専任の求人開拓員を配置し、企業の求人開拓をするとともに、求職登録者(若者就職応援セミナー修了生及びテレコミュニケーター養成講座修了生)のフォローアップ研修を行うことにより、両者のミスマッチ解消を図り若年者等の就職率向上をめざす。

(4) 企業誘致

本市では、操業環境の整備や雇用の創出等を目指し、企業誘致活動を進めてきた。

特に近年は、若年層の雇用の拡大や、地域経済への波及効果の大きいコールセンター誘致に関して、県・市が一体となって、情報交換を密にしながら取り組みを進め、現在、コールセンター4社の進出が実現した。

また、市民ニーズの高い情報系企業が3社進出するなど、雇用創出については、成果も得られる状況にあり、今後も人材供給への支援も含めた企業誘致活動を行っていききたい。

別紙 1

1 特定事業の名称

1131(1143、1145) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

講座の開設者

学校法人 日翔学園 高知開成専門学校 (高知県高知市本宮町 65-7)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

【学校法人 日翔学園 高知開成専門学校】

- ① 初級システムアドミニストレータ講座(Aコース) ※別添資料1のとおり
- ② 初級システムアドミニストレータ講座(Bコース) ※別添資料2のとおり
- ③ 初級システムアドミニストレータ講座(Cコース) ※別添資料3のとおり

(2) 修了認定の基準

初級システムアドミニストレータ講座 A コースは、民間資格を取得するための試験である「シスアド技術者能力認定試験(1級)」を受験し、合格した者であって、当該講座を 2/3 以上の出席をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

初級システムアドミニストレータ講座 B コースは、民間資格を取得するための試験である「シスアド技術者能力認定試験(2級)」を受験し、合格した者であって、当該講座を 2/3 以上の出席をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

初級システムアドミニストレータ講座 C コースは、民間資格を取得するための試験である「シスアド技術者能力認定試験(3級)」を受験し、合格した者であって、当該講座を 2/3 以上の出席をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

おって、これらの有資格者に対し、当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験については、独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) が提供する問題を使用して、当該試験を実施する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の終了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

また、試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。ただし、適用を受けた事業者が認めた場合にあつては、この事務を指定した者に代行させることができる。

なお、告示で定めるところにより、適用を受けた事業者は、当該の試験結果に基づいて、講座の修了を認めた者の氏名及び生年月日に関する情報を当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称:シスアド技術者能力認定試験(1級)

試験科目:シスアド技術者能力認定試験(1級)

当該民間資格を取得するための試験の試験項目:表に示すとおり

試験項目	
1 情報の基礎理論	基数変換, データ表現, 演算と精度, 論理演算, 符号理論
2 データ構造とアルゴリズム	流れ図, 決定表, BN 記法, ポーランド記法
3 ハードウェア	半導体と集積回路 プロセッサ, 動作原理 メモリ, 記憶媒体, 補助記憶装置

	入出力インタフェース, 入出力装置, 接続形態・接続媒体
	コンピュータの種類と特徴
4 基本ソフトウェア	
	OSの種類と構成
	プロセス管理, 割込み制御
	主記憶管理, 仮想記憶
	入出力制御, ジョブ管理
	ファイル管理, 障害管理
	ヒューマンインタフェース, 日本語処理
	ミドルウェア
5 システム構成と方式	
	システム構成方式, 処理形態
	システム性能, 信頼性
	応用システム
6 システム開発と運用	
	プログラム言語, 言語処理系
	EUC, EUD, ソフトウェアの利用
	開発手法, 設計手法, テスト手法
	開発環境と開発管理
	システムの環境整備, 運用管理
	システムの保守
7 ネットワーク技術	
	プロトコルと伝送制御
	符号化と伝送技術
	LANとインターネット
	電気通信サービス
	ネットワーク性能
	伝送媒体, 通信装置
8 データベース技術	
	データベースモデル
	データの分析・正規化
	データ操作
	データベース言語, SQLの利用
	DBMSの機能と特徴
	データベース制御機能(排他制御, リカバリ)

	分散データベース
9 セキュリティ	
	セキュリティ対策
	プライバシー保護
	可用性・安全対策
	ガイドライン
10 標準化	
	情報システム基盤の標準化
	データの標準化
	標準化組織
11 情報化と経営	
	経営管理(経営戦略, 組織と役割, マーケティングなど)
	情報化戦略(業務改善など)
	財務会計(会計基準, 財務諸表など)
	管理会計(損益分岐点, 原価管理など)
	IE 分析手法, 管理図
	確率と統計
	最適化問題, 意志決定理論
	情報システムの活用(ビジネスシステム, 企業間システムなど)
	関連法規(情報通信, 知的財産権)
	関連法規(労働, 取引, 安全, 法律, 倫理など)
12 表現能力	
	発表技法
	文章の書き方
	マルチメディアの利用

資格名称:シスアド技術者能力認定試験(2級)

試験科目:シスアド技術者能力認定試験(2級)

当該民間資格を取得するための試験の試験項目:表に示すとおり

試験項目	
1 情報の基礎理論	
	基数変換, データ表現, 演算と精度, 論理演算, 符号理論
2 データ構造とアルゴリズム	

	流れ図, 決定表, BN 記法, ポーランド記法
3	ハードウェア
	半導体と集積回路
	プロセッサ, 動作原理
	メモリ, 記憶媒体, 補助記憶装置
	入出力インタフェース, 入出力装置, 接続形態・接続媒体
	コンピュータの種類と特徴
4	基本ソフトウェア
	OS の種類と構成
	ファイル管理, 障害管理
	ヒューマンインタフェース, 日本語処理
	ミドルウェア
5	システム構成と方式
	システム構成方式, 処理形態
	システム性能, 信頼性
	応用システム
6	システム開発と運用
	プログラム言語, 言語処理系
	EUC, EUD, ソフトウェアの利用
	開発手法, 設計手法, テスト手法
	システムの環境整備, 運用管理
7	ネットワーク技術
	プロトコルと伝送制御
	符号化と伝送技術
	LANとインターネット
	電気通信サービス
	ネットワーク性能
	伝送媒体, 通信装置
8	データベース技術
	データベースモデル
	データの分析・正規化
	データ操作
	データベース言語, SQL の利用
	DBMS の機能と特徴
	データベース制御機能(排他制御, リカバリ)

	分散データベース
9 セキュリティ	
	セキュリティ対策
	プライバシー保護
	ガイドライン
10 標準化	
	データの標準化
	標準化組織
11 情報化と経営	
	経営管理(経営戦略, 組織と役割, マーケティングなど)
	情報化戦略(業務改善など)
	財務会計(会計基準, 財務諸表など)
	管理会計(損益分岐点, 原価管理など)
	IE 分析手法, 管理図
	確率と統計
	情報システムの活用(ビジネスシステム, 企業間システムなど)
	関連法規(情報通信, 知的財産権)
12 表現能力	
	発表技法
	文章の書き方
	マルチメディアの利用

資格名称: シスアド技術者能力認定試験(3級)

試験科目: シスアド技術者能力認定試験(3級)

当該民間資格を取得するための試験の試験項目: 表に示すとおり

試験項目	
1 情報の基礎理論	
	基数変換, データ表現, 演算と精度, 論理演算, 符号理論
3 ハードウェア	
	半導体と集積回路
	メモリ, 記憶媒体, 補助記憶装置
	入出力インタフェース, 入出力装置, 接続形態・接続媒体
	コンピュータの種類と特徴

4 基本ソフトウェア	
	OSの種類と構成
	ファイル管理, 障害管理
	ヒューマンインタフェース, 日本語処理
	ミドルウェア
5 システム構成と方式	
	システム構成方式, 処理形態
	応用システム
6 システム開発と運用	
	プログラム言語, 言語処理系
	EUC, EUD, ソフトウェアの利用
7 ネットワーク技術	
	符号化と伝送技術
	LANとインターネット
	電気通信サービス
	伝送媒体, 通信装置
8 データベース技術	
	データ操作
	データベース言語, SQLの利用
9 セキュリティ	
	セキュリティ対策
10 標準化	
	データの標準化
	標準化組織
11 情報化と経営	
	経営管理(経営戦略, 組織と役割, マーケティングなど)
	情報化戦略(業務改善など)
	情報システムの活用(ビジネスシステム, 企業間システムなど)
	関連法規(情報通信, 知的財産権)
12 表現能力	
	文章の書き方

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、講座の修了を認められた日から1年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通の知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域のITの人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。

別紙 2

1 特定事業の名称

1132(1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

①学校法人 日翔学園 高知開成専門学校 (高知県高知市本宮町 65-7)

②学校法人 龍馬学園 高知情報ビジネス専門学校 (高知市北本町 1-12-6)

(2) 修了認定に係る試験の提供者

株式会社サーティファイ (東京都中央区京橋 3-3-14 京橋 AK ビル)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

【学校法人 日翔学園 高知開成専門学校】

①基本情報技術者講座(Bコース) ※別添資料4のとおり

【学校法人 龍馬学園 高知情報ビジネス専門学校】

②基本情報技術者講座(Bコース) ※別添資料5のとおり

(2) 修了認定の基準

①学校法人 日翔学園 高知開成専門学校

基本情報技術者講座 B コースは、民間資格を取得するための試験である「情報処理技術者能力認定試験(2級)」を受験し、合格並びに第1部科目合格した者であって当該講座を2/3以上の出席をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

おって、これらの有資格者に対し、当該試験を実施し、株式会社サーティファイが定める合格基準をみたした者について、修了を認定する。また、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

②学校法人 龍馬学園 高知情報ビジネス専門学校

基本情報技術者講座 B コースは、民間資格を取得するための試験である「情報処理技術者能力認定試験（2級）」を受験し、合格並びに第1部科目合格した者であって当該講座を2/3以上の出席をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

おって、これらの有資格者に対し、当該試験を実施し、株式会社サーティファイが定める合格基準をみたした者について、修了を認定する。また、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

（3）修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験については、株式会社サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査によって認定された問題または、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して、当該試験を実施する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

また、試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。ただし、適用を受けた事業者が認めた場合にあつては、この事務を指定した者に代行させることができる。

なお、告示で定めるところにより、適用を受けた事業者は、当該の試験結果に基づいて、講座の修了を認めた者の氏名及び生年月日に関する情報を当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知するものとする。

（4）民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：情報処理技術者能力認定試験（2級）

試験科目：情報処理技術者能力認定試験（2級第1部）

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

試験項目

テクノロジー系

1 基礎理論

1 基礎理論

基数変換, データ表現, 演算と精度, 論理演算など

確率と統計, 数値解析, 数式処理, グラフ理論など

符号理論, 述語論理, オートマトン, 計算量など

伝送理論(伝送路, 変調方式, 誤り検出・訂正など)

2 アルゴリズムとプログラミング

データ構造(スタックとキュー, 2分木, リストなど)

流れ図の理解, アルゴリズム(整列, 探索, 併合など)

プログラム構造, データ型など

プログラム言語(種類と特徴など)

2 コンピュータシステム

3 コンピュータ構成要素

コンピュータの構成, 動作原理, プロセッサなど

主記憶, キャッシュメモリ, 半導体メモリなど

補助記憶装置や媒体(種類と特徴, 性能計算など)

入出力インタフェース(種類と特徴など)

入出力装置(種類と特徴, 性能計算など)

4 システム構成要素

システムの利用形態, システム構成など

クライアントサーバシステム, RAID など

システムの性能, 信頼性, 経済性など

5 ソフトウェア

オペレーティングシステム(タスク管理, 記憶管理など)

ミドルウェア(API, ライブラリ, シェルなど)

ファイルシステム(ディレクトリ, ファイル編成など)

言語処理ツール(コンパイラ, リンカ, ローダなど)

CASE, エミュレータ, シミュレータなど

6 ハードウェア

基本論理回路, 組合せ回路など

3 技術要素

7 ヒューマンインタフェース

GUI, 帳票設計, 画面設計, コード設計など

テクノロジー系	8 マルチメディア	オーサリングツール, JPEG, MPEG など	
	9 データベース	データベースのモデル, DBMS など	
		データ分析, データベースの設計, データの正規化など	
		データ操作, SQL など	
		排他制御, 障害回復, トランザクション管理など	
		データウェアハウス, データマイニングなど	
	10 ネットワーク	インターネット(各種プロトコル, IP アドレスなど)	
		LAN と WAN(トポロジ, 回線, DSU, モデムなど)	
		LAN のアクセス制御方式, LAN 間接続装置など	
		OSI 基本参照モデル, HDLC, ネットワーク性能など	
		ADSL, FTTH, CATV 回線, イン트라ネットなど	
11 セキュリティ	暗号技術, 認証技術, 利用者確認など		
	ウイルスの種類と特徴, ウイルス対策など		
	不正アクセス, 不正侵入, 不正行為の種類と対策など		
4 開発技術			
	12 システム開発技術	業務分析と要件定義(DFD, E-R 図, UML など)	
		モジュール分割と独立性, オブジェクト指向など	
		構造化プログラミング, コーディングなど	
		テスト手法, レビュー手法, デバッグツールなど	
	13 ソフトウェア開発管理技術	ソフトウェア開発手法(スパイラルモデルなど)	
		SLCP, リバースエンジニアリングなど	
マネジメント系	5 プロジェクトマネジメント		
		14 プロジェクトマネジメント	コスト見積り(ファンクションポイント法など)
			日程計画(アローダイアグラムなど)
			進捗管理, 品質管理, コスト管理など
	6 サービスマネジメント		
	15 サービスマネジメント		

		ITIL(サービスサポート, サービスデリバリなど)
		コンピュータの運用・管理, システム移行など
ストラテジ系	7 システム戦略	
	17 システム戦略	業務プロセス(業務改善, BPR, SFA など)
	8 経営戦略	
	19 経営戦略マネジメント	経営戦略手法(コアコンピタンス, PPM など)
		マーケティング理論, マーケティング手法など
		経営管理システム(CRM, SCM, ERP など)
	21 ビジネスインダストリ	
		ビジネスシステム(POS システム, EOS など)
		エンジニアリングシステム(CAD, CAM, MRP など)
		e-ビジネス(EC, EDI, RFID など)
	9 企業と法務	
	22 企業活動	
		経営組織(事業部制組織, CIO など)
		ヒューマンリソース(OJT, CDP, MBO など)
		経営管理と問題発見技法(PDCA, KJ 法など)
		OR・IE(線形計画法, 品質管理, 在庫問題など)
		会計・財務(財務会計, 管理会計, リースなど)
	23 法務	
		知的財産権(著作権, 産業財産権など)
		ガイドライン(ソフトウェア管理ガイドラインなど)
	標準化団体(JIS, ISO, IEEE など)	
	各種コード(文字コード, QR コード, ISBN コードなど)	
	補助単位(T, G, M, k, ミリ, マイクロ, ナノ, ピコ)	

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、講座の修了を認められた日から1年以内に基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通の基礎知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域のITの人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。